

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

第 6434 号

報

官

金曜日

平成 26 年 12 月 12 日

1

目次

〔省 令〕

○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務九二）

○商標法施行規則の一部を改正する省令（経済産業六三）

〔告 示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件

（政治資金適正化委七七）

○日本国に帰化を許可する件

（法務五三八）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同五三九、五四〇）

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（同五四一、五四二）

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（外務三七八）

○租税特別措置法第九十三条第二項の規定に基づき、平成二十七年の同項に規定する財務大臣が告示する割合を告示する件（財務三八六）

○小型捕鯨業に係るミンク鯨の操業期間を定める件を廃止する件（農林水産一八一七）

○保安林の指定をする件（同一一八一―一八三五）

○保安林の指定を解除する件（同一一八三六―一八四三）

○保安林の指定施設要件を変更する件（同一一八四四―一八四九）

○肥料を登録した件（同一一八四九）

○都市計画に関する件

（国土交通一一四一）

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同一一四二、一一四三）

○港湾運営会社を指定した件（同一一四四）

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、共同使用の条件変更及び追加提供が決定された件（防衛二四〇）

〔人事異動〕

宮内庁 法務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

会社その他

省 令

○財務省令第九十二号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十六条第六項、財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十五条第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十六年十二月十二日

財務大臣 麻生 太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二百六十四条第一項第四号中（明治四十三年法律第五十四号）の下に「及び関税暫定措置法（昭和三十三年法律第三十六号）」を加える。

第二百九十二条第四号中「及び関税率法」を「並びに関税率法及び関税暫定措置法」に改め、「歩留り」を「製造歩留り」に改める。

第二百九十四条第一項第二号中「関税率法」の下に「及び関税暫定措置法」を加える。

第三百六条第一項第十七号中（昭和三十五年法律第三十六号）を削る。

第三百五十五条第一項第四号中「及び関税率法」を「並びに関税率法及び関税暫定措置法」に改める。

第三百五十六条第一項第二号中「関税率法」の下に「及び関税暫定措置法」を加える。

附 則

この省令は、関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第一百十号）の施行の日から施行する。

○経済産業省令第六十三号

商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）第一条の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十六年十二月十二日

経済産業大臣 宮沢 洋一

商標法施行規則の一部を改正する省令

商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二類の項下欄第八号中「松根油 ダンマール」を「ダンマール」に改める。